

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間に係る標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

A社において、平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が正しく控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に正しく登録されていないことが分かった。

既に2年以上経過しており、厚生年金保険料の納付ができないとの説明を会社から受けたが、保険料が控除されたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細一覧表の写しから、申立人は、申立期間において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間に係る標準賞与額を10万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

A社において、平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が正しく控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に正しく登録されていないことが分かった。

既に2年以上経過しており、厚生年金保険料の納付ができないとの説明を会社から受けたが、保険料が控除されたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細一覧表の写しから、申立人は、申立期間において10万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間に係る標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

A社において、平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が正しく控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に正しく登録されていないことが分かった。

既に2年以上経過しており、厚生年金保険料の納付ができないとの説明を会社から受けたが、保険料が控除されたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細一覧表の写しから、申立人は、申立期間において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間に係る標準賞与額の記録を28万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与台帳一覧表19年12月21日支給分[賞与]」の写しから、申立人は、申立期間において、28万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険

料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月21日
② 平成20年12月19日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与台帳一覧表19年12月21日支給分[賞与]」及び「給与台帳一覧表20年12月19日支給分[賞与]」の写しから、申立人は、申立期間において、それぞれ14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 5 月までの期間及び 62 年 9 月から 63 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 5 月まで
③ 昭和 62 年 9 月から 63 年 1 月まで

申立期間①は、私が 20 歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。

申立期間②及び③は、会社を退職後、私が国民年金の加入手続を行い、自宅近くの銀行で国民年金保険料を納めた。

しかし、私の年金記録を確認したところ、申立期間が国民年金保険料の未納期間となっており納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の直前の記号番号に係る国民年金任意加入被保険者の資格取得日から、平成 2 年 4 月以降に払い出されたものと推認され、その時点においては、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 63 年 1 月を除いた期間は、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、平成 2 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が同年 4 月 27 日に現年度納付されている上、申立期間①の国民年金被保険者資格喪失日、申立期間②及び③の同資格取得日及び同資格喪失日、並びに元年 11 月 16 日の同資格取得日の記録が、2 年 5 月 2 日に追加登録されていることが確認でき、その時点において、申立人の国民年金被

保険者期間のうち、時効にかからない元年 11 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料が同年 5 月 17 日に過年度納付されていることを踏まえると、同年 4 月頃に申立人が加入手続を行ったと推認され、申立期間は、国民年金の加入手続が行われるまで未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、「納付書が届いたら、自分たち夫婦と息子の分をまとめて納付していた。」と述べているものの、申立人の母親は、納付時期、納付月数及び納付額については覚えていないとしている上、申立期間②及び③について、申立人は、「会社を退職後すぐに、国民年金加入手続を行い、納付書が届いたら、銀行の窓口で納付した。」と述べているところ、申立人は、国民年金保険料の納付書のことを詳しく覚えていないとしているなど、申立期間に係る納付状況等が明らかでない。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。